

大館市食育推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「大館市食育推進計画（平成22年3月策定）」第6に基づき、大館市食育推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、福祉部長、福祉部こども課長、福祉部健康課長、産業部農林課長及び教育委員会学校教育課長をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は委員長の指名による。

(委員長の職務等)

第3条 委員長は、委員会を招集するとともに、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 大館市食育推進計画及び実施計画の策定、変更に関すること。
- (2) 食育事業の実施状況の確認と評価に関すること。
- (3) その他食育に関し、委員長が必要と認めること。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。